

はじめに

現在、自殺で亡くられる方は減少傾向にありますが、全国では年間約2万人、長崎県でも約200人と未だ高い水準で推移しています。

そのような中、国においては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年7月には、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」の見直しが行われました。

自殺の背景には、経済生活の問題、健康問題、家庭問題など様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を継続的かつ効果的に実施していく必要があります。

本県では、県民の皆様が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現のため、平成25年3月に策定した前計画に引き続き、行政や医療関係者、相談機関、民間団体等からなる長崎県自殺対策連絡協議会及び長崎県自殺対策専門委員会において協議検討いただき、この度、「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」を策定いたしました。

この計画は、これまでの取組の成果や自殺総合対策大綱の見直し等を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等のさまざまな分野の機関や団体がそれぞれに役割を担い、緊密に連携して取組を推進するための計画です。

かけがえのない命を守り、誰もが幸せな毎日をご過ごせるよう、今後とも、市町や関係機関・団体と連携を図りながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して諸施策を推進してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました長崎県自殺対策連絡協議会及び長崎県自殺対策専門委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成30年3月



長崎県知事

中村 法道